

地域づくり基金の取り扱いについて

両区の特色ある地域づくりのさらなる推進を図るため、地域づくり基金の取り扱いについて、平成22年度より次のとおり見直しを行う。

1 活用手法の見直しについて

①基金使途の追加

現在、基金の使途とされている下記2事業に加えて、新たに「地域づくり支援事業」を追加する。

- ◆ 「地域協働推進事業」・・・住民等への補助・住民と協働による直営事業
- ◆ 「経過措置事業」・・・旧村で行われるべきだった事業

+

(新)「地域づくり支援事業」・・・「地域協議会が特に必要と認める政策課題の解決を目指す直営事業」

- * 市民協働を前提としない直営事業であっても、両区の特色ある地域づくりを図るうえで有効であると認められるものについて、新たに基金の活用を認めるもの。

②補助率の変更

「地域協働推進事業」の補助事業に係る補助率を次のとおり変更する。

- ア) ハード事業・・・補助基本額の3/4以内とする。
- イ) アを除く事業・・・初年度に限り、補助基本額の3/4以内とする。

- * リスクの大きい「事業の立ち上げ期」や「ハード整備」に係る住民負担を軽減し、特色ある地域づくりに資する住民の主体的活動の積極的な創出を図るもの。

2 基金事業の所管換えについて

これまで、事業の分野ごとに本庁各所管が対応していた基金事業の予算要求、議会対応を、平成22年度より、支所が直接担当する。

- * 両支所に基金事業の提案権と責任を付与することで、より現状に即した地域づくり事業を創出し、併せて地域全体で事業成果に責任を持つ体制を整備するため。